

東海第二発電所 運転期間延長認可申請資料におけるマスキングの考え方について

東海第二発電所 運転期間延長認可申請資料においては、ノウハウ、企業秘密等に該当する技術情報、社外からの入手情報、社外と関連のある情報に該当する非公開情報が多く含まれています。

運転期間延長認可申請資料に含まれる上記技術情報内容の公開可否判別については、「マスキングの基本的考え方」に基づき、委託研究等によって得られたメーカーノウハウ等の守秘義務対象としている機密情報や、原子炉等の設計内容が含まれる又は特定される情報などを非公開範囲としております。

なお、公知のもの、相手方の同意を得られたものについては非公開範囲外としています。

今後も「マスキングの基本的考え方」に基づき、公開可能な情報をマスキングしていないか確認する等の対応を行い、審査の透明性に資するために、非公開情報のできる限り少ない資料を作成するよう留意し、適正な範囲の情報公開に努めてまいります。

以上

マスクングの基本的考え方について

許認可資料等においてマスクング対象となるものは技術情報や個人情報に係わるものであり、東海第二発電所では基本的に下表に該当する事項を原則非公開とし、マスクング対象とする。

表 非公開情報項目一覧

	非公開内容
1	<p>個人に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報又は他の情報と照合することによって個人が識別される情報で、以下の情報を除くもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①個人情報であっても慣行として公にされている情報 ②人の生命、身体、財産等を保護するため、公開することが必要と認められる情報
2	<p>核物質防護に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防護設備に関する情報 ②防護の運用に関する情報 ③防護上、重要な施設に関する情報 ④新燃料や使用済燃料の輸送にかかる情報
3	<p>原子炉施設の保安に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設の保安に関する情報であって運転操作、その他発電所の保安上当該情報を公開することにより問題を生ずるおそれのある情報。 <ul style="list-style-type: none"> ①保安規定（管理区域図、保全区域図等の区域図） ②保安規定に基づき定める規程類等（原子炉設備運転手順書、非常時運転手順書等の各種手順書類） ③保安規定に基づく記録類（個人被ばく線量記録、運転日誌、巡視点検表等）
4	<p>ノウハウ、企業秘密等に該当する技術情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研究成果のうち公開の判断がされていない報告書及び関係資料 ②委託研究等の報告書（電共研、自社研等）のうち相手先との守秘義務、公開制限のあるもの ③特許等の知的財産にかかる出願（公報に掲載されたものは除く） ④ネットワーク、OA機器のセキュリティに関する技術情報・技術情報でノウハウ等を記載した箇所 ⑤その他
5	<p>社外からの入手情報、社外と関連のある情報 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外から入手した情報であって、守秘義務が課されている情報、その他公開の可否が当社の管理下でない情報。（公知のもの、相手方の同意を得られたものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ①技術情報で不正競争防止法に該当する営業秘密（ノウハウ等）を記載した箇所 ②他電力、電事連、経団連、メーカ等国内外他社、機関から取得した技術・政策情報 ③契約書、協定書、覚書 ④その他（公開の可否が当社の管理下でない情報）